

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第42号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則（昭和31年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(飼育届) 第2条 法第3条第1項の規定による届出は、 <u>蜜蜂飼育届(様式第1号)</u> により行わなければならない。 (転飼許可申請書) 第3条 省令第2条に規定する申請書は、 <u>蜜蜂転飼許可申請書(様式第2号)</u> によらなければならない。	(飼育届) 第2条 法第3条第1項の規定による届出は、 <u>別に定める様式による蜜蜂飼育届</u> により行わなければならない。 (転飼許可申請書) 第3条 省令第2条に規定する申請書は、 <u>別に定める様式による蜜蜂転飼許可申請書</u> によらなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の養蜂振興法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書又は届について適用し、同日前に提出した申請書又は届については、なお従前の例による。